

## 57—00 P U D T

## 参 加

## 1. 参加の意義

参加とは、審判の係属中に第三者がその審判の当事者の一方に加わってその審判手続を迫行することをいう。

特許の無効などに関する審判による紛争の解決は、その審判の当事者間で相対的にされるのが通常であるから、第三者がこれに干渉する必要がないのが一般的である。ところが第三者が当事者と何らかの法律的关系にあるとき、あるいは特許法などでは審決の効力が第三者に及ぶことに基づいて、他人間の審判の結果が、第三者の法律上の地位に直接又は間接に影響を及ぼすことがある。

このようなときに、その審判の当事者の審判手続の迫行にまかせて傍観していると、その結果によっては、第三者は法律上不測の損害を被るおそれがある。このような第三者が、自己の法律上の利益を守るために、他人間に係属中の審判に介入し、一方の当事者を補助し、あるいは自らも請求人として一方の当事者に加わって、他方の当事者に対して自己の請求の趣旨を主張して審判手続を迫行することを認めるのが審判における参加の制度である。

## 2. 参加の規定が適用される審判等

参加については特 § 148、§ 149（実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④で準用）に規定されている。

- (1) 無効審判
- (2) 特許権の存続期間の延長登録の無効審判
- (3) 特許異議の申立て（特 § 119）
- (4) 商標登録の取消審判
- (5) 書換登録の無効審判

- (6) 商標登録異議の申立て（商 § 43の7）
- (7) (1) (2) (4) (5) の審判の確定審決及び(3) (6) の確定取消決定に対する再審

### 3. 参加の規定が適用されない審判

参加についての規定は、特 § 161（意 § 52、商 § 56①、 § 68④）及び特 § 166の規定により以下の審判には適用されない。

- (1) 拒絶査定不服審判（特 § 121①、意 § 46①、商 § 44①、 § 68④）
- (2) 意匠、商標の補正却下決定不服審判（意 § 47①、商 § 45①、 § 68④）
- (3) 特許の訂正審判（特 § 126）

（改訂H27.2）